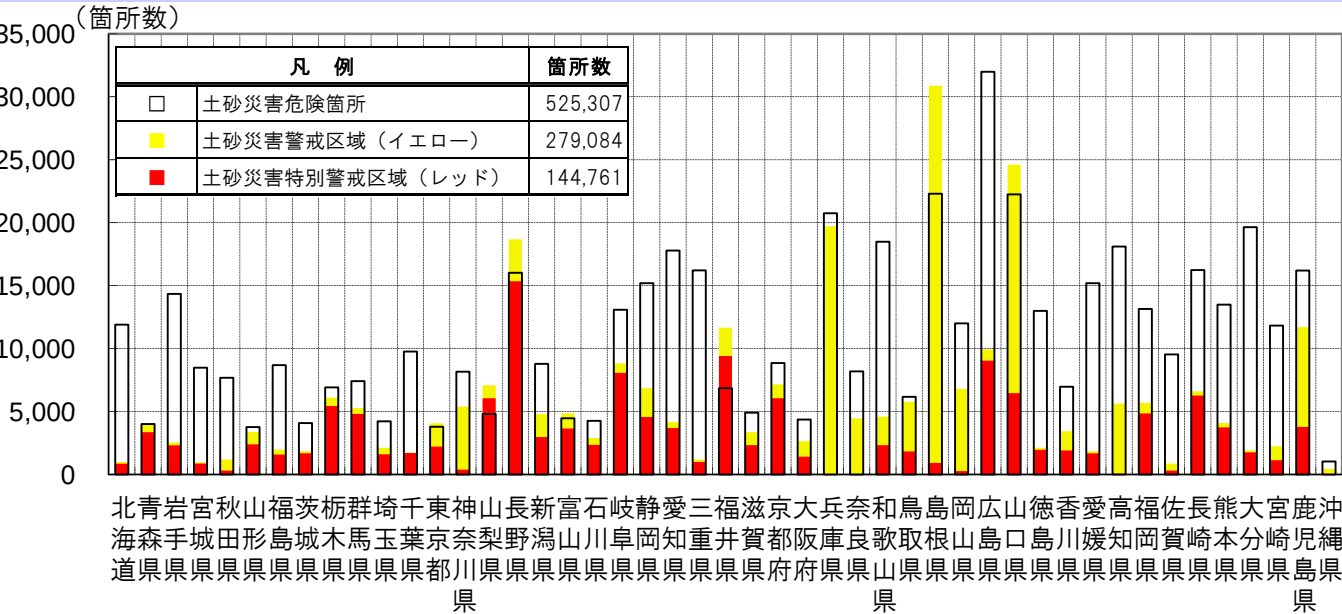


区域指定等の進捗状況（平成24年12月末時点）

土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定完了：青森県、山梨県
 土砂災害警戒区域指定完了：福井県、山口県
 （今後は追加の基礎調査・区域指定を行う）



「土砂災害防止法」の概要② ～大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化～

土砂災害防止法の一部改正（平成23年5月）に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、国土交通省又は都道府県が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を提供します。

河道閉塞による湛水
 上記を発生原因とする土石流
 [国土交通省が緊急調査を実施]

H23.9～
 台風12号に伴う奈良県・和歌山県
 での河道閉塞



火山噴火に起因する土石流
 [国土交通省が緊急調査を実施]

H23.5～
 霧島山（新燃岳）の火山噴火
 H23.5～
 桜島の火山噴火



地滑り
 [都道府県が緊急調査を実施]

H24.3～5
 新潟県上越市国川地区での地滑り



土砂災害防止法に基づく取り組み



（土砂災害防止法制定の契機となった平成11年広島豪雨災害
 広島市屋代川の氾濫状況）

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
 電話 03-5253-8111（代表） 03-5253-8467（直通）

※都道府県における区域指定等の進捗状況については、
 各都道府県の砂防事業担当部局までお問い合わせ下さい。

平成25年1月



国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部

「土砂災害防止法※」制定の背景

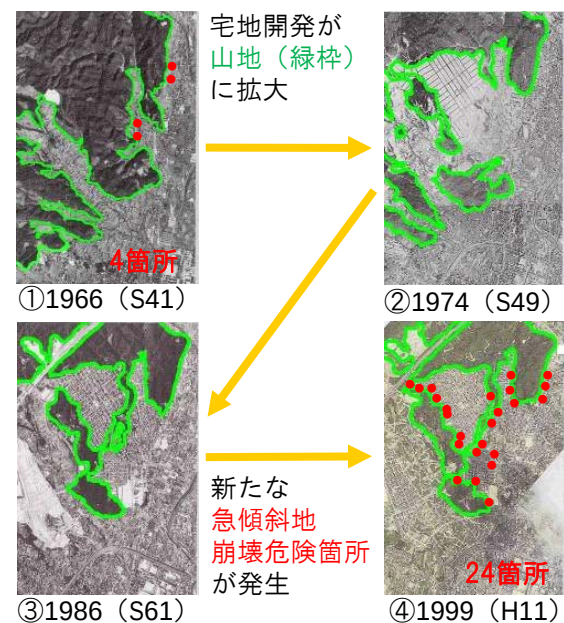
土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

またその一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。

そのようなすべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するため、土砂災害防止法が制定され、平成13年4月に施行されました。

※正式名称
「土砂災害警戒区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する法律」



●急傾斜地崩壊危険箇所の増加
(広島市佐伯地区の事例)

「土砂災害防止法」の概要① ～土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策～

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通省】

- ・土砂災害防止対策の基本的事項
- ・基礎調査の実施指針
- ・土砂災害警戒区域等の指定指針 等

基礎調査の実施【都道府県】

- ・区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施

基礎調査の実施

地形、地質、土地利用状況等



土砂災害警戒区域の指定【都道府県】 (土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制等の整備【市町村等】

土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県】 (建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為
- 建築物の構造規制
- 建築物の移転等の勧告

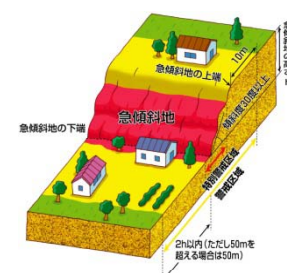
土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域

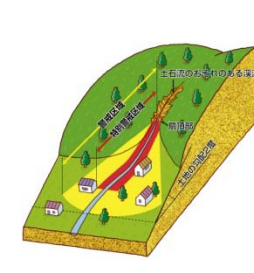
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定します。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定します。



急傾斜地の崩壊
傾斜度が30°以上である
土地が崩壊する自然現象



土石流
崩壊した山腹や溪流の土石等が
流下する自然現象



地すべり
地下水等に起因して滑る自然現象
又はこれに伴って移動する自然現象



土砂災害ハザードマップの作成・配布（茨城県銚田市）

警戒避難体制の整備

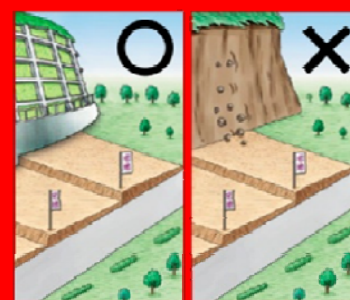
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村等】



住民による土砂災害
ハザードマップ確認状況
(鹿児島県垂水市)



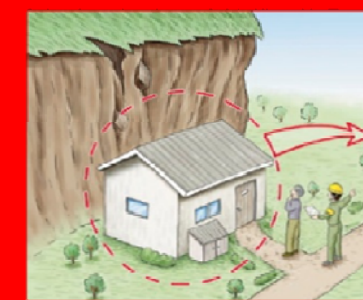
住民の避難訓練状況
(沖縄県浦添市)



特定開発行為に対する許可制
住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。
【都道府県】